

5月7日以降の保育について（お知らせ）

本園では、大阪府に「緊急事態宣言」が発出されたことを受け、4月8日から5月6日の間、基本的には休園とし、「緊急事態宣言」の趣旨をご理解いただき、ご家庭での保育をお願いしているところです。

5月7日以降の保育につきましては、現在のところ「緊急事態宣言」にかかる国の方針は示されておりませんが、本園としては、以下を予定しておりますので、お知らせいたします。今後、変更が生じましたら、改めて、お知らせいたします。

◆「緊急事態宣言」が5月7日以降も継続された場合

引き続き、基本的には休園とします。

ただし、お仕事の都合やご家庭の事情などで、家庭保育が困難な場合には保育を実施しますので、現在、利用されている施設にご相談ください。

休園中でも、お子様に関すること、子育てに関することでご相談はできますので、ストレスが溜まって辛いときなどは、本園へ電話でお話してください。また、八尾市子育て総合支援ネットワークセンターへの相談も可能です（電話 072-924-9892）。

◆「緊急事態宣言」が解除された場合

5月7日以降は、緊急事態宣言発出前の状態に戻りますので、保育を実施します。

なお、1号認定児童については、5月10日までは休園とし、11日以降の取扱いについては別途お知らせいたします。